

公証人の声

【浅草公証役場】～澤野芳夫公証人

聞き手：家族信託実務ガイド編集部

東京随一の観光地・浅草で公証人を務める澤野芳夫氏。古くからの住民が多いこの町で、公証役場はどのような役割を果たすべきか。その日常的な活動内容と信託への取組みについて聞きました。

*ここでは、「民事信託」と「家族信託」を総称し、「家族信託」と呼びます。



澤野芳夫公証人 プロフィール

1985年中央大学大学院博士後期課程中退、87年千葉地方裁判所判事補任官。その後、福岡、いわき、東京、大館、松山、名古屋の各裁判所勤務を経て、2017年東京地方裁判所民事第39部総括判事を最後に退官。同年から現職。2017年から中央大学法学部客員教授、2019年から司法試験予備試験審査委員。

Q1 浅草公証役場で最も多い公証案件はどういった内容ですか？

A 浅草公証役場は2名の公証人がおりますが、公正証書でいうと2名の合計で令和2年の作成件数が約460件

でした。そのうち、最も多いのが遺言公正証書で約200件。次に、土地・建物の賃貸借契約公正証書で約50件、任意後見は意外と少なく約30件となっています。

家族信託については、11件でした。令和元年の全国の公証役場の信託件数は約3,000件でしたが、当公証役場では令和元年に7件、令和2年に11件、令和3年は8月末までで既に9件と、徐々にですが増加してきています。

Q2 浅草という町で活動していくうえで心掛けていることはありますか？

A 任官当初、「ここに公証役場がある」ということすら、地元浅草の人たちには周知されていない印象を持ち、広報に力を入れなければと考えました。そこで、商店街のお店を一軒一軒回って300枚以上のチラシを配布しました。

また、月に2回、土曜日に台東区の施設を用いて無料相談会を開催しています。平日に公証役場に来られない方や、公証役場だと敷居が高いと思われ

ている方にも気軽に利用してもらうためです。

Q3 すべてお一人でこのような活動をされているのですか？

A 実は、チラシの作成や配布は妻に協力してもらっています。このほか、ブログでも公証役場が身近なものであることを4コマ漫画等でわかりやすく解説してもらっているのです。

また、妻は手話通訳者でもあるので、東京公証人会のホームページに「手話通訳あり」と掲示しています。実際、聴覚や発語の不自由な方の相談の際は、一役買ってもらっています。

—奥様の存在は非常に大きいですね。

そして4コマ漫画はオリジナリティにあふれていて、温もりを感じますね。

Q4 家族信託の案件をご担当される際に注意していることはありますか？

A まず、家族信託は、公正証書を作成したら終わりということではなく、今後、受託者が受益者のために信託事務を継続的に行っていくものですので、受託者にきちんとした心構えが必要だという認識を持ってもらうことが肝要と思われます。信託財産の分別管理、信託事務に関する帳簿や財産目録、収支計算書の作成などの点も確認します。

また、公正証書作成後のアフターケアのために、弁護士、司法書士、行政書士等の士業の方の関与が期待できる



(てんてこ舞いブログ『終活アドバイザーとして働きたい！』—公証役場は皆様の見方です—
「あきらめないで！養育費」(全5回)より))

かを考慮します。本人申立てがあったときに、士業の方に相談することを示唆したり、士業の方を信託監督人に選任などを促すことがあります。

さらに、委託者の意向を十分に確認することが必要です。当初、相談に来るのは受託者である親族であることが多いと思われますが、条項を作成する際に、委託者の意向が十分に反映されているか、受託者の希望に偏っていないかを注意する必要があります。もちろん、委託者が事理弁識能力を有するかについて、委託者との会話のやりとりの中で確認することも重要です。

Q5 これまでに問題になりそうな家族信託案件が持ち込まれたことはありますか？

A あります。委託者はまだまだ元気な方が多く、様々な注文が寄せられます。

一つのパターンとして、即時に信託契約の効力を発生させたくない場合があります。例えば、保佐相当であるとの医師の診断書が提出されることを効力発生の停止条件とする（信託法4条4項）ことは、信託法上、問題はありません。ただ、保佐相当の診断書が提出された段階で、信託を原因とする所有権移転登記をするにあたって、委託者の意思確認をする際、意思能力の問題は大丈夫なのかが問題となります。個人的にはそのような停止条件は付けないほうがよいと考えます。

—条件付きにしたいという希望を持つ委

託者は少なくないと思いますが、実際に動かすときは不透明な部分もあり難しい問題ですね。

また、同様の問題なのですが、委託者が元気で自分で管理したいため、名義だけとはいえ不動産の移転登記をしたくない、預貯金を信託口座に入れたくないという場合があります。その場合には、はっきり言って、信託契約は締結すべきでないと思います。信託契約を締結しておきながら移転登記を留保するというのは、信託法34条2項の規定に違反するので、避けるべきでしょう。要するに信託契約は時期尚早ということになります。

Q6 信託財産に関する問題は、何かありますか？

A 信託財産の中に農地や借地権が含まれている場合は特に注意が必要です。



農地は農地法3条2項3号で信託による権利の移転に農業委員会の許可はできないとされていますので、必ず農地以外の地目への転用許可を受ける必要があります。また、借地権についても信託による建物所有権移転に基づく借地権の譲渡には地主の承諾が必要となります。この点をしっかり押さえる必要があります。

さらに、収益不動産を信託財産とする場合、そのローン債務を信託財産に揭示してくる場合があります。消極財産は信託財産になりませんので、債権者の承諾を受けて委託者、受託者間で債務引受契約をし、かつ、ローン債務につき信託財産責任負担債務にする旨を明記する必要があります。

Q7 家族信託を設定すべきではないケースはありましたか？

A 委託者が帰属権利者を決めかねている場合があります。私は、個人的には、そのような場合には、信託契約を締結するのは時期尚早だと思います。

信託条項の中には「1 帰属権利者を指定する権利を委託者に留保する。2 委託者は、前項の指定権を別途作成する公正証書遺言により行使する。」とか「第二次受益者が取得する受益権の決定を第二次受益者全員の合意によって決する。」などとしているケースがあります。しかし、帰属権利者指定権は受託者に対する意思表示によるべきであり、遺言という相手方のない単独行為で行えるのか、そもそも遺言で

定めることができる事項は法定されているのであり、それ以外の事項を記載しても効力があるのかが不明です。

また、受益者指定権（信託法89条1項）は、既にある受益権につき誰を受益者とするかの問題であり、受益権を分割するには信託の変更が必要になるはずであって、第二受益者間の協議で決められるのかの疑問があります（令和3年7月17日開催日本公証人連合会実務研修における伊庭潔弁護士講演より）。

Q8 持ち込まれた事案の中で信託法の解釈につき悩まれたものはありますか？

A 信託の一部終了の条項を記載してきた例がありました。父親が多額の資産を持っており、それを信託財産とし、当初受益者とする。そして父親が死亡したときは第二受益者を母親とするという信託契約で、父親が死亡したときは、一部終了させ、信託財産の半分につき子ら2名に2分の1ずつ帰属させるといふものです。信託法上、信託の一部終了という概念はありません。あえていえば、信託の分割と分割された方の信託の終了ということになるでしょう。

ただ、信託の分割と考えると公告が必要となる場合もあります（信託法160条2項）。私が扱った例では、信託財産責任負担債務がなく債権者がいないことを確認し、第二受益者、受託者等利害関係人全員の合意があることを条件として信託の一部終了を認めました。

—一部終了と分割…複雑でわかりづらいですが、自由な選択ができるという意味で、家族信託だからこそできるスキームなのですね。

Q9 現下のコロナ禍の中で、信託の設定に苦労されたことはありますか？

A コロナ感染症の影響で、高齢者施設のほとんどが外部の人の面会を拒絶している状態が続いており、施設入居者が委託者となる信託契約の作成に困難をきたしている状況です。

そんな中では、施設入居者と直接面談しなくてよい方法について、弁護士を委託者代理人とし、委任の意思確認だけをテレビ会議を利用して行うということが可能ではないかと思います。ただし、まだ実際の例はありません。

Q10 家族信託に取り組む専門家に対する要望はありますか？

A 早期に認知症対策をしておかなければならないという意識は、次第に周知されつつあります。残念ながら、委任契約・任意後見契約をセットにした、いわゆる「移行型の任意後見契約」では、委任の段階において銀行が受任者の包括的代理権を認めてくれないことが多く、受任者が委託者の施設入所等のために必要な金銭を代理で引き下ろすことができないなどの不都合が生じることもありますので、これからは信託契約の活用ももっと検討されてよいと思います。

公開されている数少ない裁判例で

は、委託者に対する十分な説明がされておらず、結果的に委託者の意に反する条項となっている例があります。公証人も含めて、委託者の意思確認を十分にする必要がありますでしょう。

また、嘱託人の家族の意向がどのようなものであるか確認しておいたほうが後々の争いが防げるかと思われます。

さらに、信託契約作成を急ぐあまり、委託者の意思が固まっていないのに作成することがあります。時期尚早と思われる場合がありますのでご注意ください。

—ありがとうございました。